

令和3年度 茂原市介護予防・日常生活支援総合事業の改正概要について

1. 費用額の算定について

- 本市の地域区分は6級地であることから、1単位の単価は、下記のとおりとします（変更はありません）。

名称	改正後	現行
第1号訪問事業	10.42円	10.42円
第1号通所事業	10.27円	10.27円
第1号介護予防支援事業	10.42円	10.42円

- 令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症対策として、基本報酬に0.1%を上乗せして算定します。コロナ上乗せ分のサービスコードを追加して請求してください。

2. 第1号訪問事業（A2訪問型独自サービス）について

- 訪問型独自サービスの月額単価は次のとおり変更となります。

サービス	改正後	現行
訪問型独自サービス（Ⅰ）	1,176単位/月	1,172単位/月
訪問型独自サービス（Ⅱ）	2,349単位/月	2,342単位/月
訪問型独自サービス（Ⅲ）	3,727単位/月	3,715単位/月

- 介護職員処遇改善加算の算定期間は次のとおりとします。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）令和6年3月31日まで
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）～（Ⅴ）令和4年3月31日まで

3. 第1号訪問事業（A3生活支援訪問サービス 通称：ちょいサポ）について

- 生活支援訪問サービスの回数単価は次のとおり変更となります。

サービス	改正後	現行
生活支援訪問サービス（Ⅰ）	83単位/回	82単位/回
生活支援訪問サービス（Ⅱ）	166単位/回	164単位/回
生活支援訪問サービス（Ⅲ）	248単位/回	246単位/回

●生活支援訪問サービスの月額の上限は次のとおり変更となります。

サービス	改正後	現行
生活支援訪問サービス(Ⅲ) (週1回程度の提供)	1,176 単位/月	1,172 単位/月
生活支援訪問サービス(Ⅲ) (週2回程度の提供)	2,349 単位/月	2,342 単位/月

●加算はありません。

4. 第1号通所事業（A6通所型独自サービス）について

●通所型独自サービスの月額単価は次のとおり変更となります。

サービス	改正後	現行
通所型独自サービス(Ⅰ) 要支援1	1,672 単位/月	1,655 単位/月
通所型独自サービス(Ⅱ) 要支援2	3,428 単位/月	3,393 単位/月

●変更になる加算は次のとおりです。

加算	改正後	現行
栄養アセスメント加算	50 単位/月	-
栄養改善加算	200 単位/月	150 単位/月
□腔機能向上加算(Ⅰ) □腔機能向上加算(Ⅱ)	150 単位/月 160 単位/月	150 単位/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 要支援1 要支援2	88 単位/月 176 単位/月	(Ⅰ) ア 72 単位/月 144 単位/月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援1 要支援2	72 単位/月 144 単位/月	(Ⅰ) イ 48 単位/月 96 単位/月
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 要支援1 要支援2	24 単位/月 48 単位/月	(Ⅱ) 24 単位/月 48 単位/月
生活機能向上連携加算(Ⅰ) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	100 単位/月 200 単位/月	200 単位/月
□腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) □腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	20 単位/回 5 単位/回	5 単位/回
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	

●介護職員処遇改善加算の算定期間は次のとおりとします。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）令和6年3月31日まで

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）～（Ⅴ）令和4年3月31日まで

5. 第1号介護予防支援事業（AF介護予防ケアマネジメント）について

●介護予防ケアマネジメントの月額単価は次のとおり変更となります。

サービス	改正後	現行
介護予防ケアマネジメントA	438 単位/月	431 単位/月

●加算については次のとおりです。

加算	改正後	現行
初回加算	300 単位/月	300 単位/月
小規模多機能型居宅介護 事業所連携加算	-	300 単位/回
委託連携加算	300 単位/回	-

6. 事業所が遵守すべき事項について

「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準」を遵守してください。

7. サービスコードについて

サービスコードは市高齢者支援課の公式ウェブサイトに掲載します。

使用しているソフトへのサービスコードの取り込み方法等については、事業所で使用しているソフトウェア会社へご確認ください。

8. 令和3年4月から算定を開始する加算等の届出について

令和3年度報酬改定等に伴い、一部のサービスに加算等の新設や改正（要件の変更）があります。これらの加算等の算定に当たって提出が必要な届出様式等は、市高齢者支援課ウェブサイトに掲載してある「介護予防・日常生活支援総合事業に係る体制等に関する体制等に関する届出について（総合事業）」から取得してください。

また、加算等の届出は通常、加算を取得する前月の15日までに提出が必要ですが、4月から算定を開始する加算等に係る届出の提出期限は原則4月1日（木）となります。ただし、今回は通知発出後、期間が短いため4月9日（金）までに市管理係へ提出をお願いします。